

令和 8 年度 町単 軽井沢町保育園給食調理業務委託 事業者審査委員会設置要領

第 1 条 設置

令和 8 年度 町単 軽井沢町保育園給食調理業務委託を実施するにあたり、その契約の相手方を参加者からプロポーザル方式により決定することに対し、厳正かつ公正に行うため、軽井沢町保育園給食調理業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 条 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び契約候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項

第 3 条 組織

委員会の委員は、教育長を委員長とし、別表 1 から選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第 4 条 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第 5 条 意見の聴収

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第 6 条 庶務

委員会の庶務は、こども教育課児童係において処理をする。

第 7 条 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要領は、令和 7 年 10 月 14 日から施行する。

別表 1

委員長	教育長
委員	こども教育課長 軽井沢中学校長 軽井沢保育園長代表 軽井沢中学校栄養教諭 住民課保険年金係栄養主査

※上記の委員から5名以上を選任すること。